

平成25年度

教育行政執行方針

平成25年3月

木古内町教育委員会

平成25年第1回木古内町議会定例会にあたり、 教育行政執行方針を申し上げます。

今日、国内においては震災復興をはじめ少子高齢化の進行、国際競争の激化、産業の空洞化などの数多くの課題に直面する一方で、世界においては国や地域という境界を越えて一層結びつきを強めており、広い視野に立ってグローバル化時代に対応する人材の育成がますます求められております。

このような中で、教育分野においては学習指導要領の理念である「生きる力」の育成のため、子ども一人ひとりに確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指し、特に思考力、判断力、表現力などを重視した様々な教育活動の充実が必要です。

また、長寿社会にあって町民一人ひとりが健康で心豊かに過ごすため、人生の各時節において自己向上に努め、新たな知識の習得や生き生きと学び続けることができるよう、生涯学習の推進の充実が必要です。

町づくりは人づくりや地域の教育によって支えられ、活性化されるものであります。次代を担う人材をはぐくむために、教育の役割はますます重要になっています。

このため、教育委員会は、木古内町教育総合推進中期計画や木古内町振興計画の趣旨内容を十分踏まえながら、「豊かな心とたくましい体をはぐくみ、未来を拓く人づくり」の実現に向け、これまでの教育施策を深化・充実させることを意識しながら、学校・家庭・地域が互いに連携し合い、教育力を高める教育行政の推進に取り組みます。

また、木古内町教育総合推進中期計画は平成25年度が最終年次となりますので、平成26年度を初年度とする5ヶ年の第6次木古内町教育総合推進中期計画を策定するため、策定委員会を設置し取り組みます。

第一は、「学校教育の推進」についてです。

学校教育においては、小・中学校 9 年間を見通し子どもたちが夢と希望を持ち主体的に未来を切り拓くことができるよう、学習指導要領が目指す「生きる力」を確実にはぐくむ教育を推進します。

このため、「すべては子どもたちのために」を理念とし、学校・家庭・地域が「生きる力」をはぐくむという認識を共有して「地域に開かれた、創意と活力に満ちた学校づくり」を進める中で、子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成を目指します。

学校教育においては次の 6 項目について進めます。

一点目は、「確かな学力をはぐくむ教育の推進」についてです。

学校教育では子どもに基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせ、それを土台に新たな課題を自ら解決するための思考力・判断力・表現力などの能力をはぐくみ、生きる力の基軸となる「確かな学力」の向上を図ることが重要です。

これまで 6 回実施された全国学力・学習状況調査では、その実施ごとに教育課題が明らかとなっており、学校においては指導の工夫や改善に努めているところですが、今なお解消されない課題が存在しています。

このため、道教委から示された「オール北海道」で目指す目標に迫るためにも学校では各学年ごとに一人ひとりのつまづきを細かく把握し、校内における課題の共有化の徹底や学校改善プランの見通しと確実な実践を行うとともに、知育・徳育・体育のバランスの取れた適切な教育課程を編成し、子どもが「できた」「わかった」という喜びを実感できるよう、学習指導の工夫や改善の充実に取り組んでまいります。

また、家庭学習の定着はもとより、放課後や長期休業中における補充学習や道教委から提供されるチャレンジテストの活用を図るなど、実効性のある取組を進めます。

さらには、今年度新たに標準学力検査を実施し、正確な学力測定とその後の学力向上のための指導に役立てる取組を進めます。

一方、全国学力・学習状況調査では、子どもの学習意欲、家庭での基

本的な生活習慣なども調査していますが、食生活など生活習慣に課題があることから、引き続き家庭との連携はもとより社会教育グループが実施する通学合宿事業などを活用し、学力向上とともに基本的な生活習慣の改善に取り組みます。

また、今年度は学校において新聞の定期購読を行い、国語をはじめ各教科などで新聞を活用した学習をとおして言語活動の充実に努めます。

国際理解教育につきましては、引き続き外国語指導助手（ALT）を活用し、子どものコミュニケーション能力の育成や外国の伝統・文化に対する理解が深められるよう、外国語活動の充実に努めます。

小学校と中学校の連携については、昨年度英語科と体育科の教員の乗り入れ授業を実施しましたが、いわゆる中1ギャップの解消に向けて小学校から中学校への円滑な接続のための取組を進めます。

また、町教育研究所においては、小・中学校の連携を基軸とした教職員の資質・能力の向上を図る研修活動を実践します。

二点目は、「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」についてです。

豊かな心をはぐくむためには、体験的な活動を通じて、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心や豊かな感性などを培うことが大切です。

このため、外部講師の招へいをはじめ、「心のノート」や子どもの心に響く道徳資料の活用を図りながら、道徳の時間を要に学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さと望ましい生き方の自覚を深める道徳教育の充実に努めます。

子どもの問題行動等については、依然として教育上の大きな課題となっています。学校においては、いじめやその前段階となる人間関係のトラブルの把握、早期発見・早期対応に努め、危機意識を持ちいじめの根絶に取り組みます。また、学校独自の生徒指導に加え、生徒指導連絡協議会を軸として学校・家庭・地域の連携を図り問題行動等の未然防止や的確な状況把握に努めます。

読書活動については、新刊図書の購入等により学校図書室の充実が図られているところですが、朝読書や読み聞かせにより本に親しませるとともに、公民館図書室との連携を図り豊かな感性や創造力、表現力をは

ぐくむ読書活動を推進します。

キャリア教育については、地域の教育力を積極的に活用しながら、子どもたちが体験活動を通じて働くことの意義ややりがいを実感するとともに、社会における自らの役割や将来の生き方等の望ましい勤労観・職業観をはぐくむ教育に努めます。

また、ふるさと教育については、木古内町の歴史、文化及び産業などを取り上げ、多様な体験活動を通して地域の特性を生かした教育活動の充実に努めてまいります。環境教育についても、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりのため、子どもの発達段階を踏まえて自然を大切にすする心と実践力をはぐくむ教育活動を推進します。

姉妹校交流事業については、木古内小学校と山形県鶴岡市立朝陽第一小学校が平成23年11月に姉妹校締結をして3年目となりますが、本年度も両校の交流を引き続き支援してまいります。

三点目は、「健やかな体の育成」についてです。

子どもの健やかな体をはぐくむためには、望ましい食習慣の形成を促し、基本的な生活習慣を身に付けさせることや、体力運動能力の向上、健康管理能力の育成が大切です。

昨年度は文部科学省の委託事業である「栄養教諭を中核とした食育推進事業」を実施しました。義務教育9年間を見通した食に関する指導計画を策定するとともに、その計画に基づいた食育指導や地場産物活用の拡充を図るなど、学校給食や食育活動の充実に努めているところです。

このため、「食」は生きる力をはぐくむ基本と位置付け様々な地域資源や活動を通じて、食に関する学習指導や情報提供を行うとともに、子ども一人ひとりが健全な食生活を実践することができる食育活動を推進します。

また、基本的な生活習慣の定着を図るため「早寝・早起き・朝ごはん・そと遊び」運動を引き続き推進します。学校や家庭だけでなく子どもを取り巻く地域や関係機関と連携して規則正しい食生活や睡眠時間確保などの取組を進めます。

学校給食については、衛生管理・食中毒の防止のため、昨年度実施し

たハサップ（HACCP）による衛生管理導入評価事業において高い評価を取得したところですが、引き続き栄養教諭や調理員一人ひとりが学校給食の衛生管理に取り組むとともに、施設管理や食材の安全管理を徹底してまいります。

また、栄養バランスの取れた献立の工夫やアレルギー対応をはじめ国内産の食材使用や地場産物の積極的な活用に配慮しながら、安全・安心で美味しい学校給食の提供に努めます。

体育活動については、当町の最近の新体力テストの結果によると、小学校ではやや高い水準傾向は見られるものの、課題となる種目に共通性があることから道教委から提供される体力向上支援プログラムなどを積極的に活用し、子どもの体力や運動能力の向上に取り組みます。

学校保健につきましては、健康診断や日常の保健指導により児童生徒の健康状態を的確に把握し、子どもの健康保持や健康増進に努めます。

また、木古内小学校において子どもの永久歯のむし歯予防のためフッ化物洗口を実施するとともに、歯みがき指導により「自分の健康は自分で守る」という意識と健康づくりのための習慣を身に付けさせる実践に取り組みます。

四点目は、「特別支援教育の推進」についてです。

障がいのある子どもの指導については、就学指導委員会や関係機関、保護者と緊密な連携を図りながら子どもの発達段階や障がいの程度に応じた適切な指導や支援を行うとともに、個別の指導計画に基づいて学校全体で取り組む体制の充実に努めます。

また、支援を必要とする子どものために、引き続き特別支援教育支援員を3名配置し、各学校の状況や子どもの教育ニーズに応じたきめ細かな支援に努めます。

さらに、特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業を活用するとともに、保育園や医療、福祉などの関係機関との連携により就学前の状況把握に努めます。

五点目は、「信頼される学校づくりの推進」についてです。

子どもを健やかにはぐくむためには、学びの中心である学校、子育て基盤となる家庭、人間性や社会性を培う場となる地域が互いに連携し合い、それぞれの役割を果たすことが大切です。

このため、学校は自己評価による教育活動の成果や検証の結果を家庭や地域に情報発信し説明責任を果たすとともに、学校評議員会議や学校関係者評価委員会による意見などを取り入れ家庭・地域に開かれた学校づくりに取り組みます。

また、「教育は人なり」といわれるほど子どもの教育は一人ひとりの教師の力量や専門性に左右されます。このため、校内研究や公開授業の取組をはじめ、教育課程や生徒指導等に関する各種研修会への積極的参加や道教委指導主事の学校訪問指導等により教師力の向上を図ります。

さらに、教育の向上を図るために、町教育研究所による研究、研修の実施や校長会、教頭会の活動を支援します。

教職員の服務規律保持については、学校職員評価制度の活用や校内研修の取組を進め、信頼される学校づくりに努めます。

安全教育については、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、学校安全計画の改善・充実を図るとともに、危機管理能力をはぐくむ指導方法の工夫や学校の危機管理体制の強化に努めます。

六点目は、「教育環境の整備」についてです。

子どもたちが夢や希望を大きくはぐくみ楽しく学ぶためには、教育環境の整備は重要です。

木古内中学校移転については、平成25年1月16日改修工事が完了した旧木古内高等学校で移転式を終え、生徒たちは新しい校舎で明るく伸び伸びとして学校生活を過ごしております。

このため、今年度も引き続き小・中学校の学校設備備品や教材備品の整備を進めます。

また、小・中学校の部活動やスポーツ少年団などの活躍において、全道大会や全国大会出場への支援を行うとともに、その栄誉を讃える表彰を行います。

第二は、「社会教育の推進」についてです。

少子高齢化社会にあって地域の活力の低下が懸念されていますが、地域社会が持続可能な社会として強固なものとなり、自信と活力を生み出すためには、その土台となる一人ひとりが生涯にわたり自己を磨き、高め、そして社会に貢献していくことが大切です。

このため、町民一人ひとりが生涯にわたり芸術・文化・スポーツ活動に意欲的に参加できるよう、自主的な活動を支援するとともに、学習機会の提供や生涯学習推進体制の充実など学習環境の整備に努めます。

また、第5次木古内町教育総合推進中期計画の具現化のため、事業実施計画を策定し各種事業に取り組みます。

社会教育においては次の6項目について進めます。

一点目は、「家庭教育と青少年教育の推進」についてです。

今日、核家族化、少子化の進む中で、子どもの耐える力や自己抑制力、他人を思いやる心が薄らいできている状況にあります。また、親と子の接する時間が減少するなど家庭の教育力の低下が指摘されています。

このため、地域子ども会やスポーツ少年団などと連携・協力しながら、子どもの様々な体験活動への関心を高め、集団での活動の中で子どもの豊かな感性をはぐくむとともに、主体性や向上心を培う活動を支援してまいります。

また、家庭の役割に理解を深めるため、引き続き学校や町PTA連合会などと協力した家庭教育に関わる学習の機会や情報の提供をはじめ各種活動を通じて家庭教育の向上に取り組みます。

さらに、子どもが芸術・文化にふれる機会や親子の体験活動、世代間交流の機会の充実に努めます。

学校支援地域本部事業については、町民がこれまでの経験や学習成果を活かし子どもたちとの関わり合いや学校への支援を通じて、地域の教育力につながる活動を推進します。

無名塾事業や通学合宿事業については、これまでの事業の成果と課題を検証し内容の充実に努めます。

また、全国的な青少年の非行や犯罪の低年齢化などの状況を踏まえ、小・中学校や関係機関・団体と一体となって非行の防止と青少年の健全育成の取組を進めます。

青年教育については、町内で自主的な活動をすすめる青年グループに対して、仲間の輪を広げ活動の活性化を図り、町づくりにつなげる支援を行います。

二点目は、「主体的に学ぶ成人教育・高齢者教育の推進」についてです。

成人教育については、町民が主体的に学び活動できるよう趣味・教養に関わる公民館講座等の開催や学習情報の提供に努めます。

社会参加活動については、地域の特性を生かした多様な活動を行っている地域女性会などと連携・協力して、世代間交流や異団体との交流を推進します。

また、高齢者の方々が仲間との交流や学習活動を通じて地域と関わり生きがいを持ち続けることができるよう、引き続きリロナイふれあい学園を開設し、要望に応える学習内容の充実に努めます。

さらに、高齢者が培ってきた豊富な知識や経験を生かし、指導者として活躍できる地域活動や世代間交流などの機会を拡充します。

三点目は、「芸術文化活動の推進と文化財の保護」についてです。

芸術・文化は、町民の生活に感動や喜びをもたらし、潤いのある生活を送る上で大きな力となります。

このため、文化団体や各種サークル、学校や保育園等と連携し町民文化祭や合同音楽祭を開催するとともに、公民館ギャラリー四季の活用を促進するなど団体や個人の文化活動の発表の機会や相互交流の機会を拡充します。

また、渡島管内や渡島西部4町の作品交流などの地域間交流を進めます。

芸術鑑賞事業については、子どもたちに優れた芸術に触れる機会を提供するとともに、北海道文化財団の芸術鑑賞事業を招へいし木管五重奏

演奏会を実施します。

文化財の保護と活用については、木古内ゼミナールの実施をはじめ学校の社会科・総合的な学習の時間への出前授業などを通じて、町民に学習教材や資料を提供し、文化財保護の意識啓発やふるさと意識の高揚に努めます。

また、旧鶴岡小学校校舎を活用した資料館整備については、平成26年度中の開館を予定しておりますが、今年度も引き続き町内の貴重な文化財の保存管理や調査研究に努め、学習教材や資料として幅広く活用できるよう、発掘された遺物や生活文化財の整理などに取り組みます。

高規格幹線道路建設などに関連して行われる埋蔵文化財の調査は、今年度も大平・札荊地区において主体的に実施される予定であるため、道教委などの関係機関と連携しながら引き続き保護・活用に努めます。

四点目は、「読書活動の推進」についてです。

読書活動は、ことばを学び、感性を磨き、表現力と創造力を豊かにする人間形成に大切な学習活動です。

このため、公民館図書室の蔵書充実に努めるとともに、読書活動への関心を高めるための図書室だよりなどの広報活動に取り組みます。

また、利用しやすい図書室を目指し、なかよし移動文庫や宅配サービス事業などの充実に努めます。

さらに、ボランティア活動による読み聞かせ会の支援や道立図書館との連携事業を実施し、読書の普及と利用拡大に努めます。

五点目は、「生涯にわたるスポーツの推進」についてです。

スポーツは、町民の健康の保持増進とともに、生活習慣病の予防や地域のコミュニティの形成など様々な役割を担っています。

このため、スポーツ活動を通じて健康づくりや体力づくりを進めるため、町民のニーズに応える各種大会や教室を開催しスポーツ活動の普及を図ります。

また、渡島管内や渡島西部四町交流事業への参加を促すとともに、スポーツ推進委員をはじめ体育協会やスポーツ少年団本部との連携を強化

し、自主的なスポーツ活動の支援に努めます。

六点目は、「社会教育施設等の整備」についてです。

社会教育施設については、中央公民館の正面玄関出入口改修や前庭の水銀灯設置工事を行います。

体育施設については、平成26年度供用開始に向けて町民プール改修に伴う実施設計を行うとともに、スポーツセンターの給水・給湯管更新工事やたかとり球場芝生補修などの整備をします。

また、今年度から佐女川農村公園パークゴルフ場の管理運営を行うことから、生涯スポーツ施設として町民が安全に安心して利用できるよう、施設の整備に努めます。

なお、生涯学習活動の拠点である中央公民館や体育施設などの施設や設備の老朽化に対応するため、今後とも計画的な整備を図るとともに、定期的な点検を実施し所要の改修工事や設備の充実に努めます。

以上、平成25年度の教育行政の主要な方針について申し上げます。

教育は町民の豊かな社会生活はもとより、地域社会の未来に関わる重要な役割を担っています。

ふるさと木古内町の未来を担う子どもたちの健やかな成長をはぐくみ、創造性豊かで調和のとれた生涯学習を推進するため、町民と協働して教育行政を着実に推進してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。